

日本パラ陸上競技連盟 National Technical Officials 規程

(2022/1/1 制定)

(2022/3/22 追補)

任務

第1条 National Technical Officials（以下「NTO」）は、日本国内における World Para Athletics（以下 WPA）主催・共催する競技会において総務の直下に位置づけられ、WPA 競技規則の国際技術委員（以下 ITO）に準じた任務を行う。

なお、世界陸上競技連盟（以下「WA」）NTO と区別するため、WPA NTO（通称「パラ NTO」）と称する。

資格

第2条 パラ NTO は、WPA が実施する資格試験に所定の基準を満たした者で WPA が認証する。日本国内でパラ NTO 活動を行う者は、日本パラ陸上競技連盟（以下「本連盟」）が任命する。

任期

第3条 パラ NTO の任期は特に定めない。

日本国内におけるパラ NTO（以下「JPA-NTO」）活動資格の失効

第4条 JPA-NTO を委嘱されたにも拘わらず、2年間（2年度）特別の理由（注1）なくその任にあたらないうとき、または JPA-NTO 派遣意向調査で参加可となる競技会がないとき、JPA-NTO としての活動資格が自動的に失効する。

なお、本条に於ける「活動資格の失効」とは、WPA が認証した資格が失効することではなく、本連盟が任命する国内でのパラ NTO（JPA-NTO）としての活動資格が失効することを指す。

2. 以下の場合、本連盟競技運営委員会（以下「本委員会」）で審議し、JPA-NTO としての活動資格を失効させることがある。

- (1) 本規程第1条で定める総務直下としての指導的・模範的活動が十分と認められない場合
- (2) JPA-NTO としての資質や遵守すべき規範等に反する場合
- (3) JPA-NTO 派遣意向調査で参加可となる競技会の数が極めて少ない場合
- (4) 言動が社会通念上適切ではないと判断される場合

3. 本人から JPA-NTO の活動辞退の申出があった場合、本委員会で審議し決定する。

4. 活動資格が失効した JPA-NTO は、本委員会主催の WPA 競技規則勉強会等には参加はできない。

（注1）特別な理由とは、長期間にわたる海外赴任や療養など、公的に認められるものを指す。

活動資格の復権

第5条 本規定第4条の活動資格失効後、JPA-NTOとしての活動資格の復権を希望する者は、以下のすべての条件を満たし、本委員会の審査を経て決定する。

- (1) 活動資格失効後、2年を経過していること。ただし、本規程第4条3項を除く。
- (2) WPA主催のNTO講習会を受講する。WPA NTO講習会が開催されない年は、本委員会主催のWPA競技規則勉強会に出席する。
- (3) 少なくとも年1回のWPA NTO活動を補佐する。

付則 本規程は2022年1月1日から施行する。

以上

WPA NTO 施行細則

第1条 パラNTO資格試験の応募資格は、以下の通りとする。

- (1) 都道府県陸上競技協会の推薦がある者
- かつ、以下のいずれかに該当する者
- (2) 日本陸上競技連盟A級またはS級審判員
 - (3) WA-NTOの有資格者
 - (4) 本委員会の推薦者

第2条 (選考基準)

WPAが実施する資格試験で所定の基準を満たした者。

第3条 パラNTOの分担

国内開催のWPA公認競技会に於けるJPA-NTOの委嘱・割り当ては、本委員会審判部にて決定する。JPA-NTOの中から、特に競技規則の習熟に優れ、競技運営に関する豊富な経験・知見を有し、他JPA-NTOの指導的立場に立てるものを選抜することがある。

また、WPAエンドース競技会やWPA公認道路競技会などに於いて、2名(以上)のJPA-NTOが派遣される場合、原則そのうち1名は主任的位置づけとし、他JPA-NTOの指導的役割を担う。

第4条 JPA-NTO の服務

- (1) 日本陸上競技連盟の定める公認審判員所定の服装に加え、NTO の腕章を着用する。
- (2) 任務完了後、2 週間以内に所定の報告書を提出しなければならない。
- (3) 交通費・宿泊費・日当は本連盟の旅費規程に準ずる。ただし、本連盟以外の団体によるエンドース競技会はエンドース申請団体の規定による。

第5条 WPA NTO 指定研修

WPA NTO としての資質維持のため、下記勉強会に参加しなければならない。

名 称 : 本委員会主催の WPA 競技規則勉強会

回数等 : 3 年間に 2 回以上。ただし、欠席の場合は、指定する WPA 公認競技会に JPA-NTO として少なくとも年 1 回以上の参加

第6条 指導的立場の JPA-NTO

第3条に定める「他 JPA-NTO の指導的立場に立てるもの」は、本委員会が実施する資格試験に所定の基準を満たした者で、本委員会が認証する。また、その任期は4年とし、再任に際しては、本委員会にて資格審査を行う。

付則 本施行細則は、2022年1月1日から施行する。

<追補 2022/3/22>

2020 東京パラリンピックを迎えるにあたり、まずはパラ陸上競技規則に精通した要員の確保、また、規則に則りパラ陸上競技会を適切に運営するため、WPA の基準に基づいて「パラ NTO」を養成してきました。

現状では、まだパラ陸上競技規則が十分に、かつ幅広く浸透しきれていないことを鑑み、「パラ NTO」は「NTO 規程 1 条」に定める「総務の直下」に位置すると定め、各競技会における最低限の規則適用の徹底を図ってきました

一方で、2020 パラリンピックを契機とし、パラ陸上競技会がより広範に普及されていくことが期待されることから、今後は、日本陸上競技連盟の「公認審判員規程」に準じた審判員同様、現場で審判活動を行う「パラ陸上競技審判員」の養成が求められるようになります。

従い、本規程の適用はパラ陸上競技審判員養成の黎明期である当面の間とし、特に第 1 条で定める「パラ NTO」の位置づけは、今後のパラ陸上競技の普及度合い、およびパラ NTO 要員の養成度合いに応じて、パラ陸上競技規則に精通した審判員と、規則のみならず「パラ陸上競技会運営」全般に関わる「競技会運営力」にも精通した審判員などに再編成し直すことを検討する予定です。

以上